

1-6 個人情報利活用のこれから

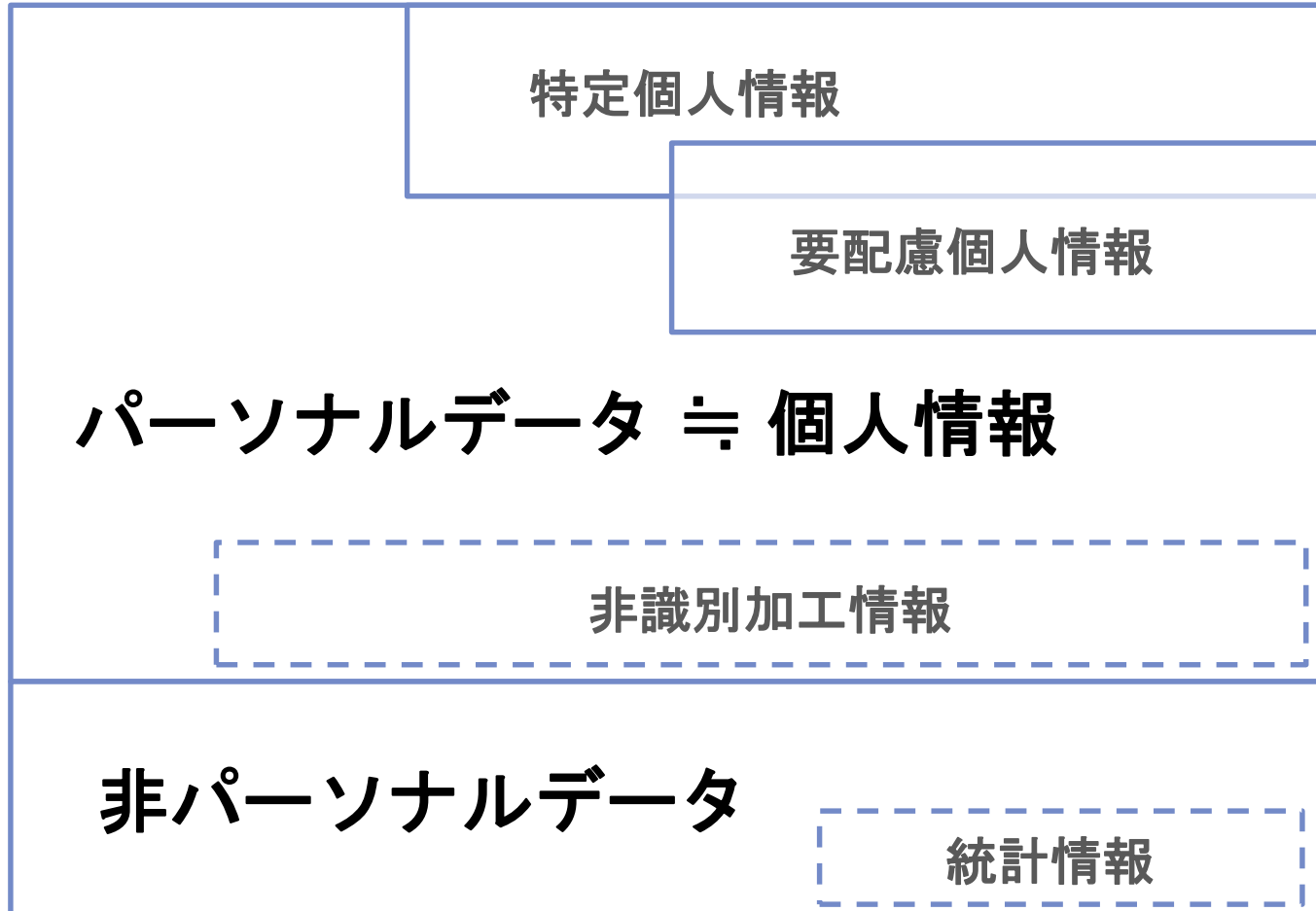
1. 本講義の学習目標

- 自治体におけるデータ種別について理解する
- 個人情報活用と非識別加工情報の関係を理解する
- 官民データ活用推進計画の意味を理解する

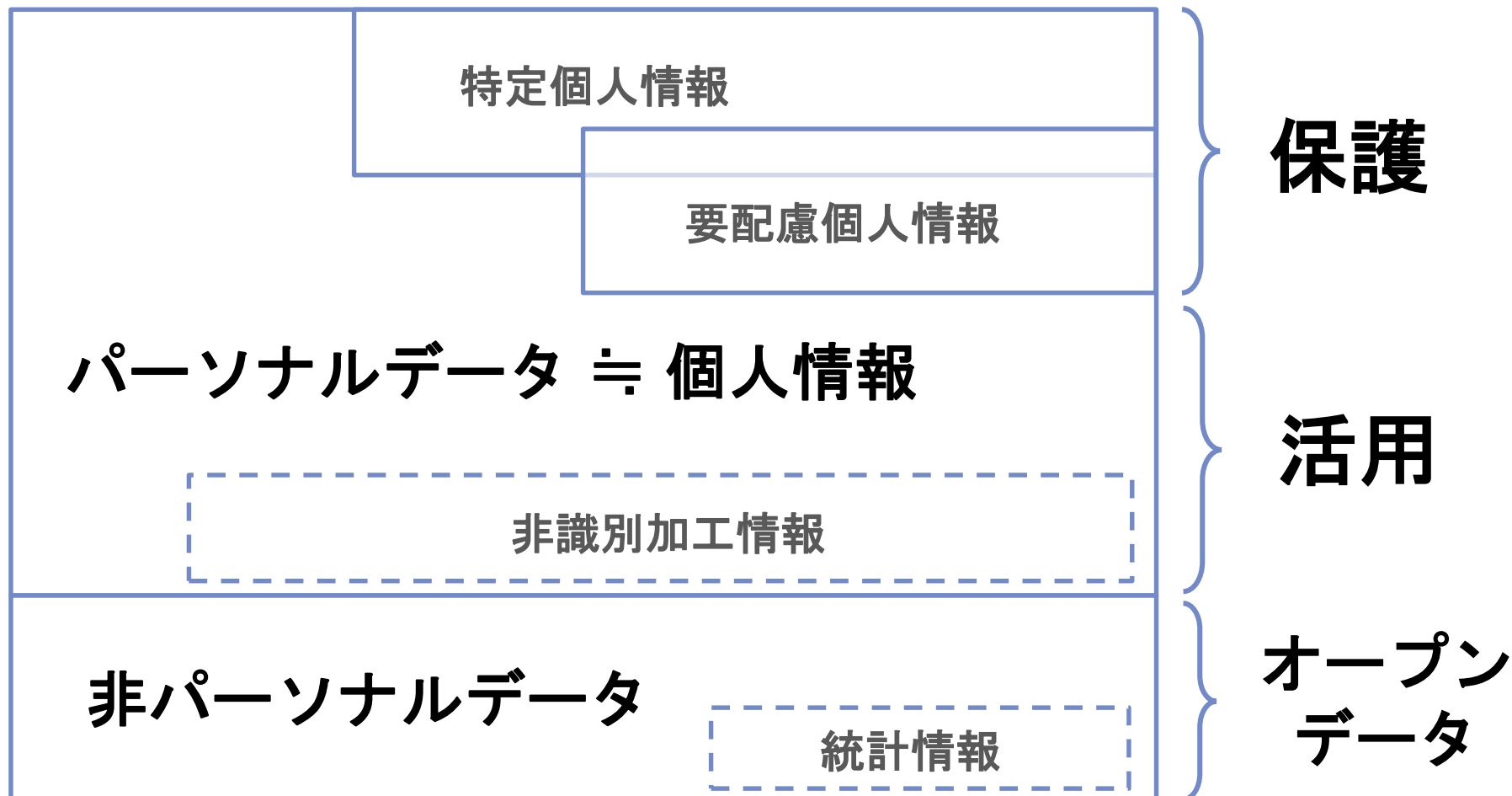
2. 本講義の構成

- 自治体を取り扱うデータの種類
- オープンデータ
- 活用（個人情報活用と非識別加工情報）
- 保護
- 官民データ活用推進計画とデータ活用の未来

3. 自治体が取り扱うデータの種類



3. 自治体が取り扱うデータの種類



4. オープンデータ

オープンデータの意義

- 国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化
- 行政の高度化・効率化
- 透明性・信頼性の向上
- 地域課題の解決

「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」をもとに作成
https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/opendata_guideline.docx

4. オープンデータ

オープンデータの定義

- ① 営利目的、非営利目的を問わず
二次利用可能なルールが適用されたもの
- ② 機械判読に適したもの
- ③ 無償で利用できるもの

出典：「オープンデータ基本指針」

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20170530/kihonsisin.pdf>

4. オープンデータ

二次利用可能とは？

- ① 営利目的、非営利目的を問わず
二次利用可能なルールが適用されたもの

二次利用の促進のための府省のデータ公開
に関する基本的考え方（ガイドライン）

www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/densi/kettei/data/gl27_honbun.pdf

4. オープンデータ

- ・ 著作物でないデータについては、著作権の保護対象外であることを明確にする
- ・ 国が著作権者である著作物については、広く二次利用を認める
- ・ 各府省が新たに作成・入手するデータについては、各府省がインターネットを通じて公開した場合に当該データの二次利用を認めることができるよう、事前に関係者との間で合意をとるよう努める
- ・ 著作権を根拠に公開データの一部について二次利用の制限を行う場合には、二次利用を制限する理由とともに、二次利用を制限する部分を明確に表示する
- ・ 個別法の規定等二次利用を制限する場合は、制限の範囲を必要最小限に限定し、その内容及び根拠を明確に表示する
- ・ 各府省がインターネットを通じて公開しているデータを第三者が二次利用し、当該二次利用されたデータを利用した者に損害が生じた場合も、各府省は責任を負わない旨を明確にする。

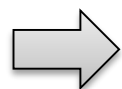
「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）」をもとに作成

4. オープンデータ

地方公共団体のデータに関する利用ルールについては、原則として営利目的も含めた二次利用を認めるものとし、できるだけ分かりやすく統一的なものとする。

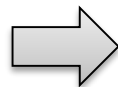
国際的にも広く認知されている標準的なルールである「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 4.0 国際 (CC BY)」を採用することが望ましい。

法令上、「公表」、「閲覧」、「縦覧」等を行う旨の規定があるもの



先行事例
国として統一的な見解を示すよう整備を行っている

「公表」や「閲覧」等の対象が「データの要旨」等とされている
そもそも「公表」等の規定がない



ニーズの高いものから、必要に応じ法制度の見直し
も含め個別に検討を行う

「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」をもとに作成
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/densi/kettei/opendate_guideline.pdf

4. オープンデータ

8. 法令に基づき地方公共団体が保有する情報のうち、オープンデータとして公開可能なもの（1）

- 次の24項目の情報については、留意事項に注意のうえ地方公共団体がオープンデータとして公開可能なものです。

項番	情報の名称	保有主体	根拠法令	所管府省庁	留意事項
1	各NPO法人情報（事業報告、役員名簿、等）、NPO法人の設立、解散等に係る申請書類 等	都道府県	特定非営利活動促進法	内閣府	個人情報が含まれる場合は要除外
2	交通情報	都道府県 公安委員会	道路交通法	警察庁	
3	保管車両一覧簿、保管積載物一覧簿、保管損壊物等一覧簿、保管工作物等一覧簿、保管転落積載物等一覧簿	警察署長	道路交通法	警察庁	使用者等が判明しない場合に公表している
4	貸金業者登録簿 貸金業者の監督処分等の公告	都道府県	貸金業法施行規則	金融庁	
5	地域防災計画データ	都道府県	災害対策基本法	総務省	
6	旅券関係の各種申請書、証明書等の様式、発給手続き関連情報、旅券関係統計	市町村	旅券法	外務省	
7	・林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本構想	都道府県	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法	農林水産省 林野庁	

出典：オープンデータをはじめよう～地方公共団体のための最初の手引書～
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/densi/kettei/opendata_tebikisyo.pdf

4. オープンデータ

8. 法令に基づき地方公共団体が保有する情報のうち、オープンデータとして公開可能なもの（2）

項番	情報の名称	保有主体	根拠法令	所管府省庁	留意事項
8	林業労働力の確保の促進に関する基本計画	都道府県	林業労働力の確保の促進に関する法律	農林水産省 林野庁	
9	特定漁港漁場整備事業計画	地方公共団体	漁港漁場整備法	農林水産省 水産庁	
10	漁港台帳	地方公共団体	漁港漁場整備法、同法施行規則	農林水産省 水産庁	
11	特定漁港施設の運営の事業認定内容	地方公共団体	漁港漁場整備法施行規則	農林水産省 水産庁	
12	漁港管理者が保管した工作物等一覧簿	地方公共団体	漁港漁場整備法施行令	農林水産省 水産庁	
13	自転車等の駐車対策に関する総合計画	市町村	自転車法	国土交通省	
14	県知事登録旅行業者一覧	都道府県	旅行業法	国土交通省	
15	道路台帳（都道府県道、市町村道）	地方公共団体	道路法	国土交通省	
16	洪水ハザードマップ	市町村	水防法	国土交通省	
17	公共下水道台帳	市町村	下水道法	国土交通省 環境省	

4. オープンデータ

8. 法令に基づき地方公共団体が保有する情報のうち、オープンデータとして公開可能なもの（3）

項番	情報の名称	保有主体	根拠法令	所管府省庁	留意事項
18	都市下水道台帳	市町村	下水道法	国土交通省	
19	ボーリングデータ	市町村	情報の整備を義務付ける法令はない	国土交通省	
20	都市計画基礎調査	都道府県	都市計画法	国土交通省	
21	生物多様性地域戦略	都道府県及び市町村	生物多様性基本法	環境省	
22	生物多様性モニタリング調査	都道府県及び市町村	根拠法令なし	環境省	
23	基金造成費に係る事業内容等	市町村	・防衛施設周辺の生活環境の整備に関する法律・駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法	防衛省	
24	基金造成費に係る事業評価書	市町村	・防衛施設周辺の生活環境の整備に関する法律	防衛省	

4. オープンデータ

●データの信頼性の確保や改ざんのリスク

データの二次利用を推奨する一方で、悪意を持った利用者が、編集・加工した情報を公表・利用する懸念があり、公開するデータやリスクの大きさに応じ、以下のような対策等をとることが望ましい。

①政府標準利用規約（第2.0版）に準じ「公表者は、利用者が該当コンテンツを用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではない」旨や、「編集・加工した情報を、あたかも〇〇市が作成したかのような態様で公表・利用してはいけません」といった旨の利用規約を盛り込む。

②特に改ざんが懸念されるデータについては、公表者のデータと比較できるようにする。（例えば、更新の有無に関らず、比較できるように元の公開済みデータを削除せずに残しておく）

③改ざんを技術的に検知する方法を採用する。

「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」をもとに作成

4. オープンデータ

●情報公開制度との関係

- 情報公開制度で入手した電子データを機械判読可能なように変換する作業等が必要
- 情報公開制度を利用する場合、一定の行政手続きが必要となる
- 二次利用における利活用を制限することになりかねない

情報公開請求の対象となることが多いデータをオープンデータとして公開することは、住民と地方公共団体の双方にとって、事務手続きを大幅に削減することが可能となる利点もある

4. オープンデータ

機械判読に適すとは？

② 機械判読に適したもの

➡ セマンティックの統一

4. オープンデータ

公開するデータについては、データの構造（タグの付け方、表の形式等）を整えておくことが重要である。

用語やその定義の標準化が望ましい。

数値（表）、文章、地理空間情報について、そのデータの作成に当たっての留意事項を別添2のとおり整理した

別添2より

文章内に、整形のための符号や文字（空白、改行等）を含めない。

【解説】

文章に含まれる空白、改行が有意であるか否かを、機械は判断できない。

文書データ、オープンな標準データ形式で提供する。

【解説】

具体的には、プレーンテキストにタグを挿入したXML形式やHTML形式のようなマークアップ形式を推奨するが、仕様が国際標準化されているOpen Document Format (.odt) やOffice Open XML形式 (.docx) もよい。また、文字列のみである場合、テキスト形式 (.txt) でもよい。

「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）」をもとに作成

4. オープンデータ

まずは、現在インターネットを通じて公開している内容の情報について、今後新たなデータを公開するに当たり、機械判読に適したデータ形式のデータも公開する取組からスタートする。

上記の取組と並行して、従来インターネットを通じて公開されていないが公開可能な情報のうち、オープンデータ化することが適当なものの公開を進める。

重点分野（白書、防災・減災情報、地理空間情報、人の移動に関する情報（交通、旅行、観光、引越、出入国等に関する情報）、予算・決算・調達情報）については、優先的に取り組む

「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）」をもとに作成

4. オープンデータ

形式

公開にあたっては、「推奨データセット」のフォーマット標準例等を参考とされたい。人が読むという従来からの利用形態に適したデータ形式での公開も継続するが、この場合であってもテキスト検索や抽出ができることが必要である。

分類

データの公開にあたっては、検索や管理がしやすいように、データの内容に応じて分類（カテゴリー化）し、タグ付けを行うことが望ましい

IT総合戦略室において地方公共団体の保有するデータの分類例を作成したので参考にされたい。

オープンデータをはじめよう～地方公共団体のための最初の手引書～
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/densi/kettei/opendata_tebikisyo.pdf

更新頻度

データ更新の周期等を明示し、利用者が予め更新等の時期を把握できるようにしていくことも考えられる。

「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」をもとに作成

4. オープンデータ

<ステップ3> 3. メタデータの作成

- メタデータの項目としては以下のようなものが考えられます。

項番	項目	記載例	説明
1	タイトル	AEDの設置場所	わかりやすいタイトルをつけます。
2	URL	http://hoge/hoge.csv	
3	説明	〇〇市のAED設置箇所一覧です。	ファイルの説明です。ファイルに含めることのできなかつた情報（経緯度の測地系や文字コードなど）も記載します。
4	連絡先	広報広聴課	データの誤り等を連絡する連絡先を記載します。
5	作成者	情報政策課	データの作成者名を記載します。連絡先と同じになる場合もあります。
6	タグ	医療	「<ステップ3> 4.データの分類とタグ付け」参照
7	データ形式	CSV	「<ステップ3> 2. データの作成」参照
8	ファイルサイズ	30000	ファイルサイズを記載します。DATA.GO.JPではバイト単位で記載しています。
9	最終更新日	2015-01-01	日付の書き方については、「参考情報」参照
10	ライセンス	CC BY	「<ステップ4> 2. 利用ルールの設定」参照

出典：オープンデータをはじめよう～地方公共団体のための最初の手引書～
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/densi/kettei/opendata_tebikisyo.pdf

4. オープンデータ

オープンデータ化を前提に考えなければならない
(オープンデータ・バイ・デザイン)

オープンにできるかは二次利用可能なルールの問題

使い物になるかは機械判読性の問題

5. 活用（個人情報活用と非識別加工情報）

住民サービス高度化には個人情報の多角的利用が不可欠

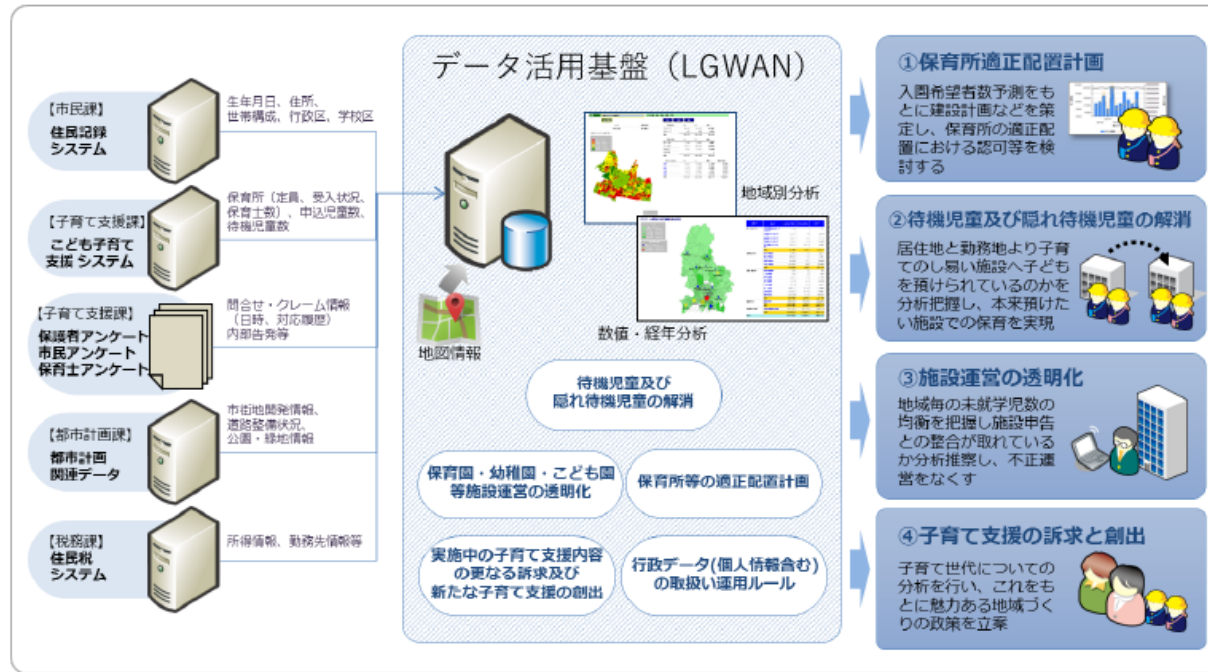


図 3-5 個人情報を活用した政策立案・評価イメージ（子ども子育て支援への活用）

出典：地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブック Ver.1.0
www.soumu.go.jp/main_content/000551807.pdf

基幹業務由来の情報に紐づく「目的外利用」問題

5. 活用（個人情報活用と非識別加工情報）

「目的外利用」とならないように対応する道

- 利用目的範囲内での活用
- 利用目的の設定（新規取得分）
- 利用目的の変更・追加

「目的外利用」として対応する道

- 統計情報に変換しての利用
- 目的外利用要件の適用

5. 活用（個人情報活用と非識別加工情報）

データの利用とデータの提供では制約が異なることに注意。

目的内利用、目的外利用いずれにせよ、あらたな個人情報活用に関しては明確な利用条件のもと、適切に利用しなければならない。

参考：GDPRの7原則

1. Personal data shall be:
 - (a) ('lawfulness, fairness and transparency');
 - (b) ('purpose limitation');
 - (c) ('data minimisation');
 - (d) ('accuracy');
 - (e) ('storage limitation');
 - (f) ('integrity and confidentiality').
2. The controller shall be responsible for, and be able to demonstrate compliance with, paragraph 1 ('accountability').

5. 活用（個人情報活用と非識別加工情報）

表 2-2 データを活用した行政サービス事例（実証事例）

No.	事例名	団体	分野	概要
1	属性情報を活用した住民への情報提供サービス	千葉市	子育て	属性情報等を利用して保育園の空き状況などの子育て関連情報をプッシュ型で提供
2	部局横断的にデータを結合して活用した政策立案・評価	姫路市	子育て	住民に関する情報等を活用した子育て関係の政策立案・評価

表 2-3 データを活用した行政サービス事例（ヒアリング調査）

No.	事例名	団体	分野	概要
3	子ども成長見守りシステム	箕面市	子育て	子どもたちの学力や生活状況、家庭の経済状況などのデータやアンケート結果を、関連付け可能な形で保有するシステム
4	地域包括ケア情報プラットフォーム	福岡市	介護	医療・介護・健康関連の様々なデータを各市民に紐付けて管理・分析し、地域医療や介護事業の立案を推進
5	母子健康情報サービス「会津若松+」	会津若松市	子育て	子どもの成長記録や予防接種のスケジュール機能などを提供する、子育てに係る情報提供ポータルサイト
6	統合型 GIS と住民基本台帳システムの連携	会津若松市	街づくり	毎日、住基台帳の最新データが GIS に反映され、市民課・危機管理課・地域づくり課等のさまざまな課で活用

出典：地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブック Ver.1.0
www.soumu.go.jp/main_content/000551807.pdf

5. 活用（個人情報活用と非識別加工情報）

表 2-4 データを活用した行政サービス事例（文献調査）

No.	事例名	団体	分野	概要
7	電子お薬手帳サービス「harmo」（ハルモ）	川崎市	医療	お薬手帳を電子化し、調剤履歴をクラウド上に保管
8	NDB（ナショナルデータベース）の分析	横浜市	医療	NDB（全国のリセプトデータ等を一元化した国が保有するデータベース）のデータ提供の承認を取得し、分析を実施
9	マイME-BYO（みびょう）カルテ	神奈川県	健康	個人の健康情報等を一覧で管理・閲覧できるアプリを運用
10	健診データを使った健康増進アプリ	北海道情報大学、江別市	健康	体組成計測や血液検査などのデータからAIが「病気リスク」「医療機関を受診すべき時期」「採るべき食事メニュー」などを助言するアプリを開発
11	子育て総合案内サイト「かけっこ」	掛川市	子育て	子育てに係る総合的な情報の提供とともに、子どもの生年月日（年齢）に応じた各種子育て情報を提供
12	統合型GISによる災害情報の可視化	浦安市	防災	GISを活用して乳幼児のいる世帯の位置を把握し、災害時の給水車の配置計画を策定
13	ちばレポ（ちば市民協働レポート）	千葉市	行政	ちばレポ（ちば市民協働レポート）で市内の課題情報などを市民から集め、対応状況を含めて共有
14	福岡市LINE公式アカウント	福岡市	行政	防災やごみの日、子育てなどの生活密着情報の中から、欲しい情報だけをタイムリーにLINEで受信できる仕組みを構築

出典：地方公共団体におけるデータ利活用ガイド Ver.1.0
www.soumu.go.jp/main_content/000551807.pdf

5. 活用（個人情報活用と非識別加工情報）

非識別加工情報本来の意味

非識別加工情報は個人情報に該当しうる

なお、法は、個人情報保護法とは異なり、照合禁止義務（個人情報保護法第 36 条第 5 項）を定めていないことから、非識別加工情報は、その作成に用いた個人情報の全部又は一部を含む個人情報との照合によって特定の個人を識別し得ることとなり、法第 2 条第 2 項第 1 号の「個人情報」に該当し得る

出典：行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関非識別加工情報編）
<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/guidelines05.pdf>

5. 活用（個人情報活用と非識別加工情報）

非識別加工情報本来の意味

非個人情報としての第三者提供（共同利用）

- 非識別加工情報 ○
- 匿名加工情報 ○

非個人情報としての情報保有機関内での活用

- 非識別加工情報 ×
- 匿名加工情報 ○

5. 活用（個人情報活用と非識別加工情報）

介護データに係る非識別加工情報の活用イメージ

○ケアプランの開発・提供を行う事業者からの提案を受け、市町村が保有する介護に関するデータ(*)に係る、非識別加工情報を作成して提供。

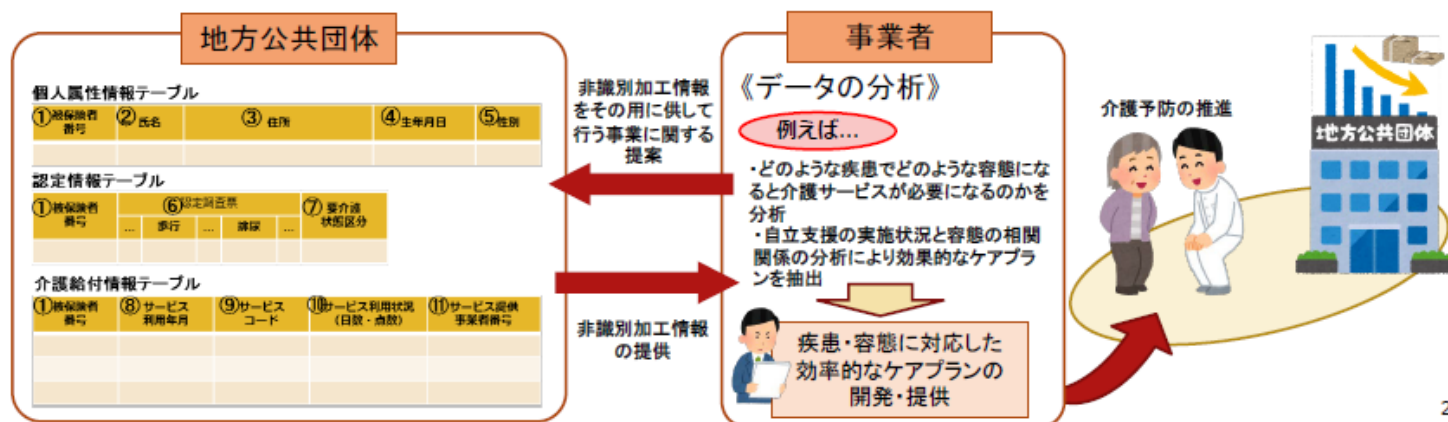
○提供を受けた事業者は、非識別加工情報に含まれる個人属性情報、認定情報、介護給付状況に関するデータを用いて、AIも活用して、

- ① 高齢者の疾患や容態による特性の分析
- ② 高齢者の容態像別のサービス利用状況の分析
- ③ 自立支援による効果的なケアプランの抽出と分析

を行い、その分析結果を用いて、介護事業者や保険者である市町村からの相談に応じて、ケアプランの開発・提供や、介護予防事業の企画等を行う。

○この取組により、高齢者における介護予防が図られるとともに、介護給付費の適正化等にも繋がることが期待。

*: 介護保険に関する資格の得喪、保険料・給付業務の管理などを目的として収集した個人情報を含むデータ



2

5. 活用（個人情報活用と非識別加工情報）

非識別加工情報本来の意味

庁内での多目的利用において、「非識別加工情報」と宣言することに特別なメリットはない。

しかし、‘data minimisation’の観点で、非識別加工的な加工には意義がある

5. 活用（個人情報活用と非識別加工情報）

第三者提供の場合は

「共同受託」

地方公共団体が条例に基づき非識別加工情報の作成を行う際、複数の地方公共団体から、加工に関する業務の委託を受けること

➡ 自治体の条例で対応可能

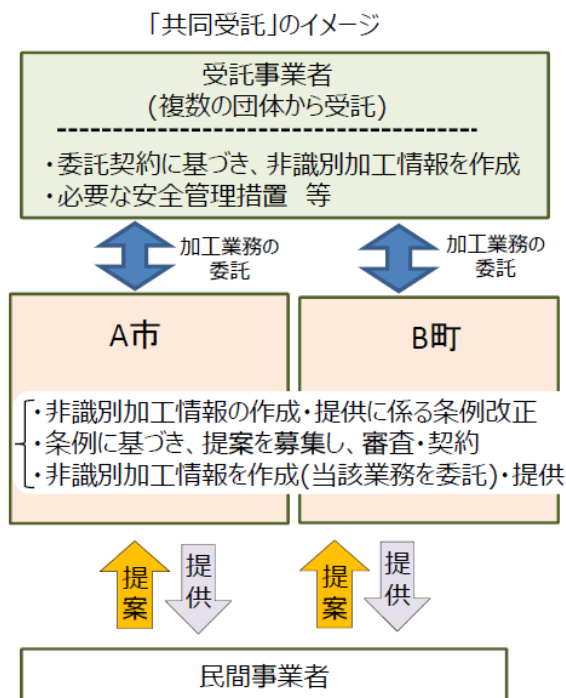
「作成組織」

非識別加工情報の作成を地方公共団体とは別の組織の事務とし、当該組織が地方公共団体が保有している個人情報の提供を受けて非識別加工情報を作成する

5. 活用（個人情報活用と非識別加工情報）

「共同受託」のイメージ

- ①地方公共団体において、非識別加工情報の作成・提供に係る条例改正を実施。
- ②地方公共団体において、民間事業者からの提案を募集し、審査・契約の締結。
- ③非識別加工情報の作成に係る業務を事業者へ委託。
- ④受託事業者において非識別加工情報を作成。
- ⑤地方公共団体が民間事業者へ非識別加工情報を提供。



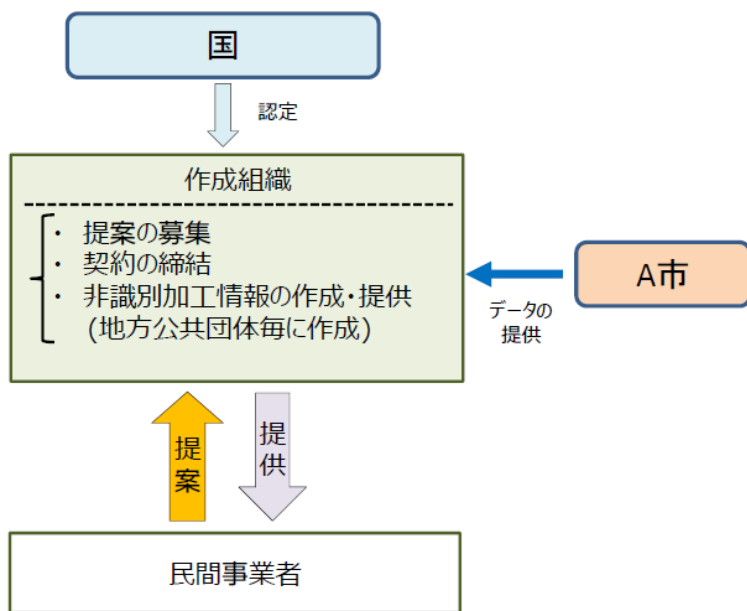
参考資料3

出典：地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための仕組みの在り方に関する検討会報告書
http://www.soumu.go.jp/main_content/000546592.pdf

5. 活用（個人情報活用と非識別加工情報）

「作成組織」のイメージ

- ①非識別加工情報の作成を地方公共団体とは別の組織の事務とし、地方公共団体が保有している個人情報の提供を受けて非識別加工情報を作成する組織について、一定の基準に基づき国が認定。
- ②作成組織において、民間事業者からの提案を募集。
- ③提案に対応するために必要となる個人情報について、地方公共団体に対して情報提供を要請。
- ④地方公共団体は、要請に基づき、個人情報の目的外提供の可否を判断のうえ、提供。
- ⑤作成組織において、提供を受けた個人情報に係る非識別加工情報を作成し、提供。



参考資料4

出典：地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための仕組みの在り方に関する検討会報告書
http://www.soumu.go.jp/main_content/000546592.pdf

6. 保護

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン (行政機関等・地方公共団体等編)

本編

- 第1. はじめに
- 第2. 用語の定義等
- 第3. 総論
 - 第3-1 目的
 - 第3-2 本ガイドラインの適用対象等
 - 第3-3 本ガイドラインの位置付け等
 - 第3-4 番号法の特定個人情報に関する保護措置
 - 第3-5 特定個人情報保護のための主体的な取組について
 - 第3-6 特定個人情報の漏洩事案等が発生した場合の対応
 - 第3-7 本ガイドラインの見直しについて
- 第4. 各論
 - 第4-1 特定個人情報の利用制限
 - 第4-2 特定個人情報の安全管理措置等
 - 第4-3 特定個人情報の提供制限等
 - 第4-4 その他の取扱い
 - 第4-5 特定個人情報保護評価
 - 第4-6 行政機関個人情報保護法等の主な規定

(別添) 特定個人情報に関する安全管理措置

- 1 安全管理措置の検討手順
 - A 個人番号を取り扱う事務の範囲の明確化
 - B 特定個人情報等の範囲の明確化
 - C 事務取扱担当者の明確化
 - D 基本方針の策定
 - E 取扱規程等の見直し等
- 2 講ずべき安全管理措置の内容
 - A 基本方針の策定
 - B 取扱規程等の見直し等
 - C 組織的安全管理措置
 - D 人的安全管理措置
 - E 物理的安全管理措置
 - F 技術的安全管理措置

(巻末資料) 特定個人情報の取扱いにおいて必要となり得る個人情報保護条例の改正等

6. 保護

取扱規程の見直し手順とガイドラインでの例示

- 『E 取扱規程等の策定』にあたり、特定個人情報等を取扱う事務の流れを整理した上で、取扱規程等を策定しなければならないとされています。業務フローは、事務の流れを整理するために作成します。

* 取扱規程等は、次に掲げる管理段階ごとに、取扱方法、責任者・事務取扱担当者及びその任務等について定めることが考えられる。具体的に定める事項については、C～Fに記述する安全管理措置を織り込むことが重要である。

- ① 取得段階
- ② 利用段階
- ③ 保存段階
- ④ 提供段階
- ⑤ 削除・廃棄段階

* 個人番号利用事務の場合、例えば、次のような事務フローに即して、手続を明確にしておくことが重要である。

- ① 住民等からの申請書を受領する方法（本人確認、個人番号の確認等）
- ② 住民等からの申請書をシステムに入力・保存する方法
- ③ 個人番号を含む証明書等の作成・印刷方法
- ④ 個人番号を含む証明書等を住民等に交付する方法
- ⑤ 申請書及び本人確認書類等の保存方法
- ⑥ 保存期間を経過した書類等の廃棄方法

出典：特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン
（行政機関等・地方公共団体等編）

6. 保護

要配慮個人情報

民間（個人情報保護法）では本人同意なしの取得や第三者提供を禁止

行政では本来法令に基づく個人情報の取得、提供であり、要配慮個人情報を特別扱いする点は少ない（元来、機微情報を扱っている）

6. 保護

行政の高度化には個人情報の庁内活用が重要である
その際、目的外利用となる点に注意が必要となる

- 非個人情報化（統計情報）
- 目的内利用の範囲で活用
- 利用目的の変更

などの対応が求められる

（非識別加工は非個人情報化に当たらないので注意）

7. 官民データ活用推進計画とデータ活用の未来

法制化された「データ活用」

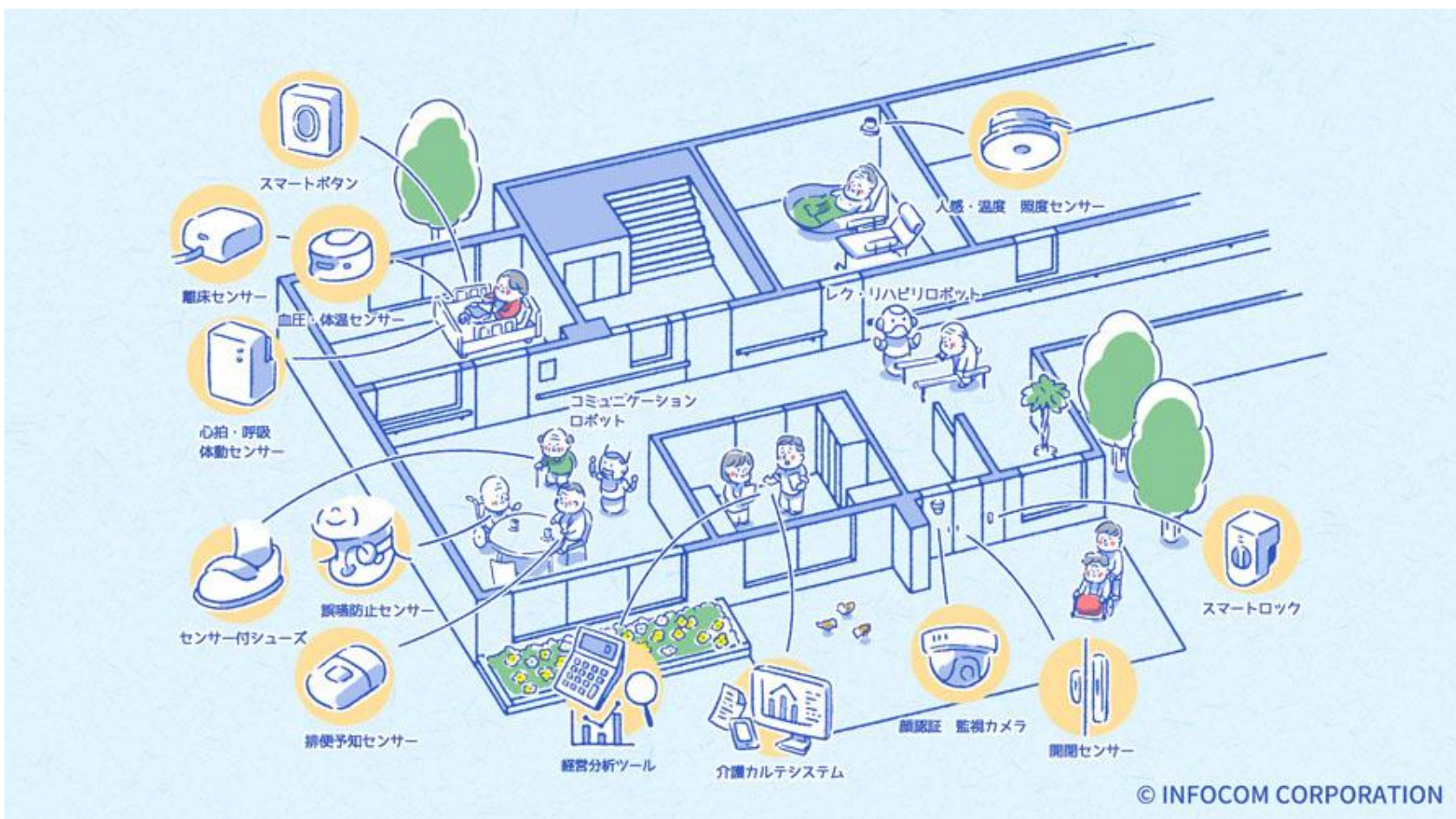
地方公共団体における取組とその効果

	地方公共団体における取組	効果
1	手続きにおける情報通信の技術の利用等に係る取組（オンライン化原則）	「行政情報の電子的な提供及び行政情報の社会的有効活用」、「企業及び個人の負担軽減」、「行政事務の簡素化・合理化」
2	官民データの容易な利用等に係る取組（オープンデータの推進）	「経済の活性化、新事業の創出」、「行政の透明性・信頼性の向上」、「官民協議による公共サービスの実現」
3	個人番号カードの普及及び活用に係る取組（マイナンバーカードの普及・活用）	住民票の写し等のコンビニ交付や図書館利用など行政サービスでの利用やマイキープラットフォームを活用した地域経済応援ポイントの導入による住民の利便性の向上
4	利用の機会等の格差の是正に係る取組（デジタルデバイド対策等）	ITを十分に活用できない人々に配慮したサービス開発等により、ITや官民データ活用による恩恵を全ての国民が享受できる環境の実現
5	情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組（システム改革、BPR）	国や地方公共団体において共通的に導入できる規格の策定や自治体クラウドの更なる促進によるシステム間連携、分野横断的なデータ流通の促進

出典：地方の官民データ活用推進計画について
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20171010/gaiyou.pdf>

7. 官民データ活用推進計画とデータ活用の未来

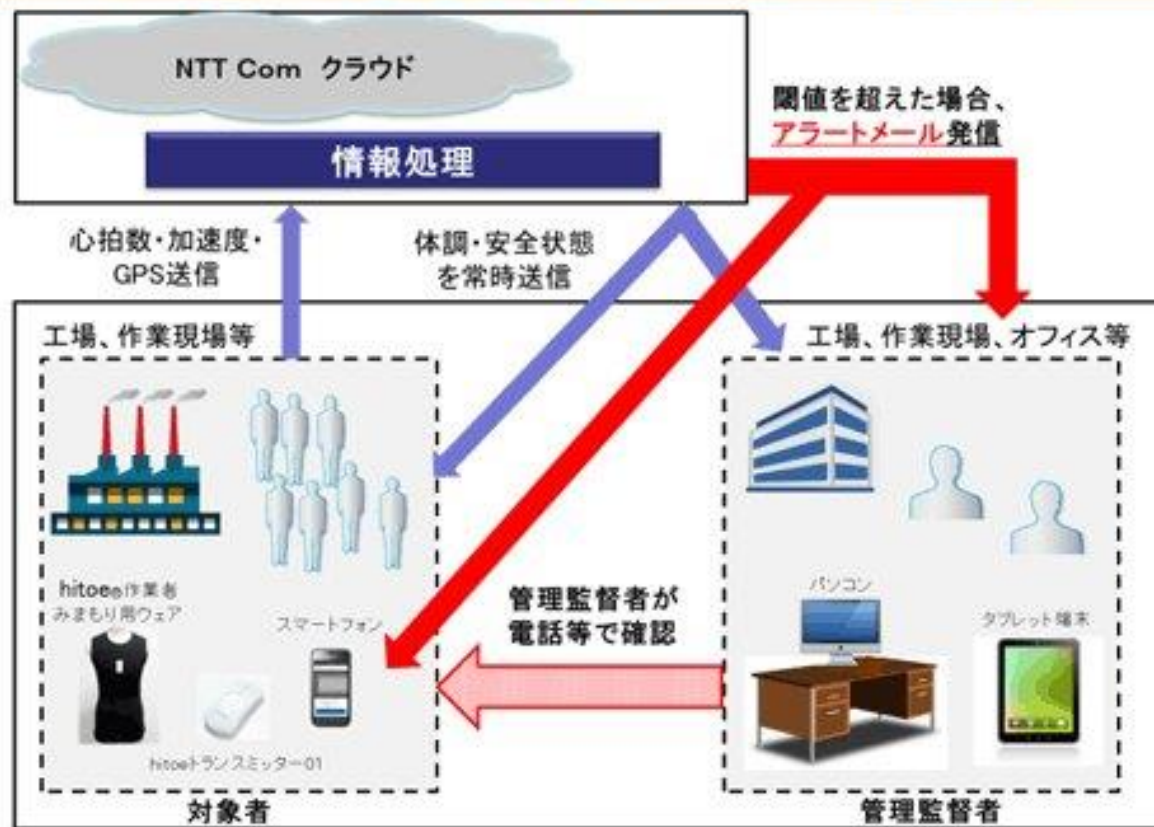
IoT時代の到来： デジタルトランスフォーメーション



7. 官民データ活用推進計画とデータ活用の未来

IoT時代の到来： デジタルトランスフォーメーション

“hitoe®”を活用したサービスの概要

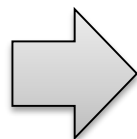


出典：
<http://cs2.toray.co.jp/news/toray/newsrrs01.nsf/0/52BBA76659759566492580190025F3C4>

7. 官民データ活用推進計画とデータ活用の未来

IoT時代の到来： デジタルトランスフォーメーション

- 定期的に
- 概要が
- 非測定者の意思で



- よりリアルタイムに
- より詳細に
- より恣意性なく

あらゆる状況がデジタル化される社会

7. 官民データ活用推進計画とデータ活用の未来

IoT時代の到来： デジタルトランスフォーメーション

とはいえ、

行政が法定事務で取得する情報がすぐに変わるわけではない

- 定期的に
- 申請・申告レベルの情報が
- 申請意思や法定義務に基づき

7. 官民データ活用推進計画とデータ活用の未来

IoT時代の到来： デジタルトランスフォーメーション

エビデンスベースの高度な行政を目指すには

- 既存データの活用（多角化、高度化）
- 新たなデータの収集（自力、他力）

7. 官民データ活用推進計画とデータ活用の未来

新たなデータの収集（自力、他力）

- 自主事業として自力で収集する
- 民間と共同利用の形で民の情報を利用する
- 民間から取得（第三者提供を受ける）

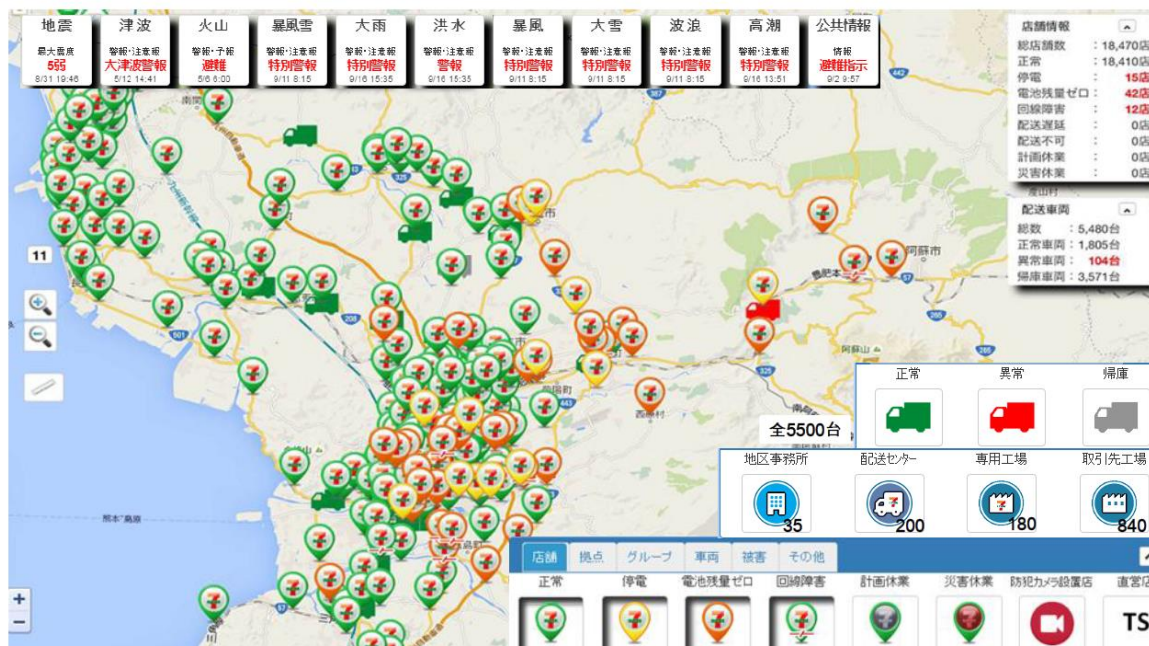
7. 官民データ活用推進計画とデータ活用の未来

- 民間と共同利用の形で民の情報を利用する
- 民間から取得（第三者提供を受ける）

1. 7&i災害対策システム セブンVIEW



セブンVIEW (災害対策マップ)



5

出典：第1回国と地方・民間の「災害情報ハブ」
推進チーム事例発表
https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/shichouson_hinagata.pdf

7. 官民データ活用推進計画とデータ活用の未来

1. 7&i災害対策システム セブンVIEW 連携の取組み



- ・2015年7月設立
- ・会員企業数 29社
- ・事務局 日刊工業新聞

『日本防災産業会議は、わが国の安全・安心を一段と高めるとともに、防災産業の一層の育成強化を進め、国内および国際社会が求める防災対策・危機管理ニーズに積極的に応えることを目的としています。官民連携により防災産業を育成し、わが国全体の災害対応力向上に寄与する戦略的会議体を目指します。』
「官民連携意見交換会」を催し「顔の見える連携」によって情報の提供・共有・共用を図る。



- ・日本防災産業会議参画自治体
- ・セブン-イレブン・ジャパンと災害時情報共有合意書締結 (2016年6月)



- ①徳島県の「災害時情報共有システム」と7VIEWの災害情報連携。
- ②災害時にコンビニ店舗を活用した新たな連携モデル構築



- ・国立研究開発法人 防災科学技術研究所 気象災害軽減イノベーションセンター



- ・積雪予測の共同研究・実証実験
- ・大雪時の物流の確保、雪氷災害軽減情報発信に向けて検討中。

出典：第1回国と地方・民間の「災害情報ハブ」推進チーム事例発表
https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/shichouson_hinagata.pdf

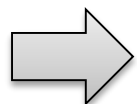
7. 官民データ活用推進計画とデータ活用の未来

新たなデータの収集（自力、他力）

いずれにしても、法定の事務と異なり、実施には自治体の強い意志が必要

- 実施の意味（解決すべき地域課題）
- 実施の効果（具体的な効果の可視化）

の明確化、すなわち計画策定が重要となる



官民データ活用推進計画が必要な本当の意味

7. 官民データ活用推進計画とデータ活用の未来

地域課題を正しく理解、分析し課題解決に適切なICT・IoT利用を検討する地域デザイン能力が問われる

データ主導社会の実現を目指す上でビッグデータの利活用が鍵となる。そしてビッグデータを収集するための手段がIoT (Internet of Things) であり、ビッグデータを分析・活用するための手段がAI (Artificial Intelligence) である。

ビッグデータには、国や地方公共団体が提供するオープンデータ、農業やインフラ管理に係る暗黙知(ノウハウ)を形式知化(構造化)したデータ、M2M(Machine to Machine)から吐き出されるストリーミングデータ、個人の属性に係るパーソナルデータなど多種多様なものが含まれる。

これら様々な静的・動的なデータを組み合わせ、従来は想定し得なかった新たな課題解決のためのソリューションの実現につなげる。このソリューションの実現には異なる領域のプレイヤーが連携したデザイン思考によるオープンイノベーションの実現が不可欠である。

「IoT／ビッグデータ時代に向けた新たな情報通信政策の在り方」第四次中間答申 平成27年9月25日付け諮問第23号

7. 官民データ活用推進計画とデータ活用の未来

デジタルトランスフォーメーションに対応するには従来からの法定事務によるデータだけでは不十分

新たなデータの取得のためには行政の明確な意思が必要となる

「官民データ活用推進計画」の作成が極めて重要

地域課題を明確にし、解決に向けICT・IoTの活用を具体化するデザイン能力が求められる

8. 本講座のまとめ

- 自治体が扱うデータの種類と特性について理解しました
- オープンデータ、活用、保護の観点を整理しました
- IoT時代、デジタルトランスフォーメーションに対応するにはデータ活用が重要であり、そのために「官民データ活用推進計画」が大きな意味合いを持つことを理解しました